

## 大野市と国立大学法人香川大学との連携協力に関する協定書

大野市（以下「甲」という。）と国立大学法人香川大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が教育及び研究等の分野で連携協力をを行い、地域の発展と人材育成等に寄与することを目的とする。

### （連携協力の範囲）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づき、次の各号に掲げる事項について、相互に連携協力し、円滑かつ積極的な推進を図るものとする。

- (1) 水環境に関する調査研究
- (2) 水に関する市民の教育啓発推進
- (3) その他両者の協議により定める事項

### （連携協力の実施）

第3条 本協定に関わる連携協力の実施に当たっては、具体的な内容を両者で協議するものとし、必要に応じて契約等を締結するものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の期間中に両者で協議にて契約更新することを合意した場合、本協定の期間を5年間延長できるものとする。それ以降同様に両者の協議にて期間を5年間毎で延長できるものとする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかから有効期間の中途において解除を申し出た場合には、両者による協議を行う。合意が成立しない場合においては、相手方に1か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らかの責任を負うことなく本協定を解除することができるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。また、本協定の目的

外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （その他）

第7条 本協定に関して協議が必要な事項が生じた場合には、両者は誠実に協議を行う。

本協定書は2通作成し、両者が署名の上、各1通を保有する。

令和 4年10月27日

甲 福井県大野市天神町1-1  
大野市  
市長

石山 たけ

乙 香川県高松市幸町1-1  
国立大学法人香川大学  
学長

覧 善行